

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正に伴う変更 その2)

平成 19 年 11 月 30 日

本日(平成19年11月30日)、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(※2)の変更認可申請を行いました。今後、平成19年9月28日の変更認可申請(平成19年11月27日に補正申請)と合わせて、国による審査を受けます。

申請の概要は以下のとおりです。

1. 「実用炉規則(※3)の一部を改正する省令」の公布に伴う変更

「実用炉規則の一部を改正する省令」が平成19年8月9日に公布され、実用炉規則の改正に伴い、保安規定に根本原因分析(※4)の方法および体制に関する記載を追加する必要があることから、関連する条文を変更します。

[変更点の概要]

項 目	概 要
第3条 品質保証計画 【是正処置】	<p>(記載の追加)</p> <p>組織は、安全に重大な影響を与える事象について、次の事項を満たすように、方法および体制を定め、これに基づき、事象ごとに根本原因分析を実施する。</p> <p>a)体制の主体の中立性が確保されていること b)分析結果の客観性および分析方法の論理性が確保されていること c)是正処置が分析結果に対応した適切なものであること d)具体的な是正処置実施計画を明確にし、確実に実施すること</p>
第3条 品質保証計画 【予防処置】	<p>(記載の追加)</p> <p>組織は、安全に重大な影響を与える事象以外の事象について、是正処置を講じた後、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、次の事項を満たすように、方法および体制を定め、これに基づき、必要に応じて根本原因分析を実施する。</p> <p>a)体制の主体の中立性が確保されていること b)分析結果の客観性および分析方法の論理性が確保されていること c)予防処置が分析結果に対応した適切なものであること d)具体的な予防処置実施計画を明確にし、確実に実施すること</p>

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

※3 実用炉規則とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則。

※4 根本原因分析とは、実用炉規則第19条の17各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析。

以 上